

売 買 契 約 書

作成 アイリス国際行政書士事務所

号の通り処理することができる。

第 15 条 (契約の解除及び損害賠償の予定)

1. 売主及び買主は、その相手方が売買契約の履行に着手するまでは、互いに書面により通知し、買主は売主に対し手付金を放棄することにより、売主は買主に対し、手付金等受領済みの金員を無利息にて返還し、かつ手付金と同額の金員を買主に支払うことにより、売買契約を解除することができる。
2. 売主又は買主が前項の規定に違反した場合、催告に応じない場合は、るとともに、速やかに受領済みの金員を返還し、かつ手付金と同額の金員を買主に支払うことにより、売買契約を解除することができる。
 - (1) 売主が違約した場合、違約金として、手付金と同額の金員を買主に支払うことにより、売買契約を解除することができる。
 - (2) 買主が違約した場合、その差額を、手付金と同額の金員から違約金として、手付金と同額の金員を買主に支払うことにより、売買契約を解除することができる。
 - (3) 買主が本物件の所有権移転登記を受け、又は本物件の引渡しを受けているときは、違約金の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、又は本物件の返還をしなければならない。但し原状回復に要する費用は違約した者の負担とする。
3. 本契約の違約金は金 円とする。
4. 売主・買主は違約金について、実際に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に違約金の増減の請求ができない。

第 16 条 (融資利用の特約)

1. 買主は融資を利用する場合、本契約締結後速やかにその融資の申込み手続きをしなければならない。
2. 前項の融資申込手続きを行なったにもかかわらず、その融資を否認され、平成 年 月 日までに融資が認められず、を解除することができる。但し、融資否認の場合、た場合、金、等。
 - (1) 売主に提出した融資申込書に虚偽の記載があった場合、た場合、金、等。
 - (2) 融資申込書の提出後、た場合、金、等。
 - (3) 故意又は重大な過失により、た場合、金、等。
- (4) その他買主の責に帰すべき事由がある場合。

第 17 条 (管理規約等)

1. 売主は買主に対し、本物件の管理規約等の定めがある場合には、それを記載した書面を、引渡し完了時までには交付する。
2. 売主は、前項の管理規約等で定められた義務のすべてを買主に承継させ、買主はこれを承継する。

第 18 条 (管轄裁判所)

売主及び買主は、本契約について紛争が生じた場合、売主の所在地を管轄する裁判所をもって合意による管轄裁判所とする。

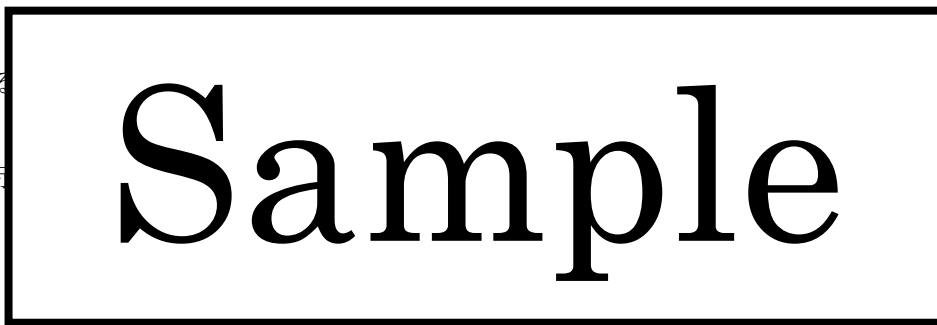
第 19 条 (契約外事項)

- 1. 本契約書に記載された条項以外の特約については、売主及び買主の記名押印のある書面によるものに限ります。
- 2. 本契約に定めのない事項については、「建物の区分所有等に関する法律」及び、「民法」その他の関係法令ならびに不動産の取引慣行に従い、売主及び買主が互いに誠意をもって協議解決する。

以上

この契約を証する

する。



不動産の表示

- ① 土地

目：〇〇 地 積：〇〇.〇〇㎡

- ② 建

物 所 在：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇

家屋番号：

種 類：〇〇 構 造：〇〇造〇〇建

床 面 積：1階〇〇.〇〇㎡・2階〇〇.〇〇㎡・合計〇〇.〇〇㎡

平成 年 月 日

住所 _____

売主

氏名 _____ 印 _____

住所 _____

買主

氏名 _____ 印 _____